

農 機 具 共 済

農機具共済は、農機具が稼動中や格納中に共済事故が発生した場合に、新品価額と加入金額に応じて共済金をお支払いする制度です。平成 16 年度からは 1 台当たりの加入金額が最高 2,000 万円まで引き上げられたほか、農機具損害共済（「総合共済」「火災共済」）について、自動継続特約が追加されました。

1. どのような加入方法がありますか〔農機具共済の種類は〕

農機具共済には「総合共済」「火災共済」「更新共済」の3種類あります。

◎ 総合共済は、稼動中や格納中の事故を補償するもので、掛金率が2つに区分されます。

- ①普通物件… トラクター、コンバイン、田植機、防除機などその他一般農業用機械をいいます。
- ②特殊物件… モア、テッターレーキ、ベラー、ローダー、マニュアルスプレッター、尿散布機、ワゴン類などの畜産関係の機種をいいます。

◎ 火災共済は、格納中のみの事故を補償するものです。

（総合共済と火災共済をまとめて農機具損害共済と呼んでいます）

◎ 更新共済は、将来の買い替えの費用の積み立てのほか、総合共済にかかる事故を補償します。満期時には満期共済金をお支払いいたします。この場合の加入年数は機種ごとに耐用年数から購入後経過した年数を差し引いた年数以内となります。また、加入金額は加入年数における経年減価額の範囲内となります。

耐用年数表

10年	モーター、精米機、エンジンなど
8年	トラクター、籾すり機、乾燥機、カッターなど
5年	自脱型コンバイン、バインダー、ハーベスタ、耕うん機、防除機、田植機、畜産関係機械、ロータリーなど
4年	運搬車、トレーラーなど

総合共済・火災共済では、申込みの際にトラクター、コンバインは次のとおり一式引受ができます。ただし、更新共済は除かれます。
 トラクター… 耕うんロータリー（代かきロータリーは除く。小型特殊物件に限ります。）
 コンバイン… 結束機（常時装置に限る。）

総合共済・火災共済・更新共済で臨時費用担保特約も付けると・・・
 (1) 災害共済金の他に、共済金額に損害割合の10%を乗じた金額を臨時費用共済金としてお支払いいたします。
 (2) 加入者が共済事故により200日以内に死亡又は後遺障害を被ったときは共済金額の30%（最高50万円）をお支払いいたします。
 (3) 共済事故により30日以上入院加療（他覚症状のないものは除く）を要したときは、共済金額の5%（最高20万円）をお支払いいたします。

2. どんな場合に支払われますか〔共済金支払いとなる事故〕

1) 火災共済（格納中の事故に限ります。）

格納中の火災、落雷、破裂、爆発、物体の落下・飛来、衝突、接触、盗難による盗取又はき損、獣害。（格納中とは作業所、納屋など一定の場所に格納されている状態をいいます。）

2) 総合共済・更新共済

総合共済 火災共済の事故の他に農作業中及びそれに付随した衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込、風水害等の事故など。

更新共済 総合共済の事故の他に、満期時に満期共済金をお支払いします。

3. いくらまで加入できますか〔加入できる補償金額〕

1 台ごとに新品価額の範囲内で、5 万円から 2,000 万円まで加入できます。

4. 補償期間（共済責任期間）は

共済掛金を払い込んでいただいた日の午後4時から 1 年間です。ただし、継続加入の場合は、共済証券に記載された責任開始日となります。記載された責任開始日以降に共済掛金の払い込みがあった場合は、払い込んでいただいた日の午後 4 時から 1 年間となります。

5. 共済掛金・臨時費用担保特約費用は

1) 火災共済・総合共済 例 平成 16 年 4 月 1 日以降

（単位：円）

共済金額	火災共済	総合共済	
		普通物件	特殊物件
10 万円当たり	1 2 5	4 0 0	1, 3 0 0
50 万円当たり	6 2 5	2, 0 0 0	6, 5 0 0
100 万円当たり	1, 2 5 0	4, 0 0 0	1 3, 0 0 0

2) 更新共済（普通物件）

平成 16 年 4 月 1 日以降（単位：円）

共済責任期間		共済金額 10 万円当たり共済掛金
3 年	1 年目	3 3, 9 0 0
	2 年目以降	3 3, 3 0 0
4 年	1 年目	2 5, 6 1 0
	2 年目以降	2 5, 0 1 0
5 年	1 年目	2 0, 6 3 0
	2 年目以降	2 0, 0 3 0

3) 更新共済（特殊物件）

平成 16 年 4 月 1 日以降（単位：円）

共済責任期間		共済金額 10 万円当たり共済掛金
3 年	1 年目	3 4, 8 1 0
	2 年目以降	3 4, 2 1 0
4 年	1 年目	2 6, 5 2 0
	2 年目以降	2 5, 9 2 0
5 年	1 年目	2 1, 5 5 0
	2 年目以降	2 0, 9 5 0

4) 臨時費用担保特約

平成 16 年 4 月 1 日以降：共済掛金に加算する金額となります。

火災共済		100 万円当たり	135
総合共済	普通物件	100 万円当たり	700
総合共済	特殊物件	100 万円当たり	2,400
更新共済	普通物件	100 万円当たり	700
更新共済	特殊物件	100 万円当たり	2,400

(単位：円)

6. 災害共済金の支払い対象となるのは〔支払対象となる損害〕

損害額が 1 万円以上の事故から対象となります。ただし、オイル、グリス、バッテリー液、ラジエーターの不凍液、Vベルト、搬送費、出張料、洗浄料やブレーキシュー、クラッチディスクの消耗品等及び便乗修理については損害額から除かれます。

7. 共済金の支払いは

災害共済金＝損害額×(加入額／新品価額)。

速やかに修理(全損などの場合は買い替え)し、事故直前と同じ状態に復旧する義務があります。

もし、1 年以内に修理をしない場合は、損害額を時価損害額として計算された共済金の支払いとなります。



災害共済金の支払い例

災害共済金＝損害額×(加入金額／新品価額)

* 修理をしない場合は、損害額が時価損害額となります。

時価損害額＝損害額×経年減価残存率(*経年減価残存率…時価損害額に戻す指数をいいます)

①新品価額 200 万円のトラクターを 200 万円に加入。事故により損害額 20 万円の場合。

災害共済金 20 万円＝損害額 20 万円×(加入金額 200 万円／新品価額 200 万円)

②新品価額 200 万円のトラクターを 100 万円に加入。事故により損害額 20 万円の場合。

災害共済金 10 万円＝損害額 20 万円×(加入金額 100 万円／新品価額 200 万円)

③新品価額 200 万円のトラクターを 100 万円に加入し 4 年経過後に事故。損害額 100 万円の
場合で修理をしなかった場合。

災害共済金 27.5 万円＝時価損害額 55 万円×(加入金額 100 万円／新品価額 200 万円)

(時価損害額 55 万円＝100 万円×経年減価残存率 55%(*))

* 損害額の計算には、消耗品等は除かれます。

* 災害共済金は加入金額と新品価額の割合で算出されますので、新品価額まで加入した方がだんぜん有利となります。

(*) 経年減価残存率は機種や使用年数により異なります。

□ 災害共済金をお支払いできない場合があります。

①故意もしくは重大な過失・法令違反などによる損害 ②機械の欠陥および、さび・自然消耗などによる損害 ③故障損害 ④凍結による損害 ⑤タイヤ・ベルト・刃・爪・チューブの損害 ⑥焼付による損害・クローラー等磨耗による損害 ⑦農業以外の使用目的による損害 ⑧消耗品のみに生じた損害 ⑨地震・噴火・津波による損害 ⑩損害状況が確認できない場合

8. 自動継続特約を導入します

平成 16 年度の加入更新時から、新しく自動継続特約が導入されます。共済責任期間満了日の前月 10 日(「意思確認日」といいます。)までに、加入農家の方から解除の意思表示がない場合に、前回と

同一の加入内容で継続加入できるというもので、毎年の加入申込手続きが不要となります。自動継続される共済関係の内容については、意思確認日の14日前までに書面により通知いたします。

【免責の適用】

総合共済、更新共済の普通物件における支払対象事故で、以下のケースは損害額に免責を適用します。
また、総合共済・火災共済・更新共済の事故報告の遅延も免責の対象となります。

免責割合 具体的事項

免 責 割 合	具 体 的 事 項
10%	過失による接触・衝突・墜落・転覆の事故
40%	①収穫物以外の巻き込み ②ロータリー等の耕起中の事故 ③運搬中及び乗降作業中の墜落・フロントローダーの損害
50%	①クローラーの切断（摩耗・消耗による場合は対象外） ②収穫物の巻き込みによる事故 ③ミッション・コントロールボックスの損害（オイル不足や管理不良の場合は対象外） ④泥濘から引き上げる際の外部損害 ⑤事故報告が6か月以上遅延した場合
100%	事故報告が1年以上遅延した場合

免責適用の共済金支払例 （例）新品価額200万円のトラクターが200万円に加入し、損害額が20万円。

免責割合を10%適用した場合。 災害共済金 18万円＝損害額（20万円－（20万円×10%））×（加入額200万円/新品価額200万円）

9. こんな質問を受けますが（Q&A）

Q1: 新品価額まで加入できるそうですが

答：5年前に200万円で購入したトラクターでも、現在購入すると250万円するのであれば、250万円の加入金額で満額加入となります。また、現在市販されていない型式の場合は、同一又は類似の性能、馬力等を目安にして加入していただくことになります。

Q2: 故障は対象とならないのですか

答：故障は長年の使用による部品の消耗や劣化などによるもので、所有者が定期的に交換・修理することが必要となります。これをNOSAIが補償するには、想定される支払共済金と同額程度の掛金をいただかないと保険収支は成り立ちません。車両の保険の場合にも故障は対象外となっております。事故とは、全く予測がつかない偶然性によるものであり、この部分のみ限定した補償で掛金率を設定しております。

Q3: 免責はなぜ適用するのですか

答：免責は運転者や操作する人の過失責任を一部負担してもらう意味で適用しております。全ての事故が免責の適用を受けるのではなく、格納中の火災、物の落下や獣害などには適用はありません。過失度合いの大きいものほど割合が大きくなるように段階を設けております。